

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 | 有効期限 |
|---------------|-----------------------|----------|------------|
| 三川町薬局 | 広島市中区三川町2番8号 | 令和8年2月1日 | 令和14年1月31日 |
| ミック・フナイリ薬局 | 広島市中区舟入川口町10番29-2号 | 令和8年3月1日 | 令和14年2月29日 |
| ひろさわ内科駅前クリニック | 広島市南区松原町9-1エールエールA館7階 | 令和8年3月1日 | 令和14年2月29日 |